

プロポーザル方式に係る手続開始の公告

四季の里将来構想検討業務受注者を選定するため、下記により技術提案書の提出を招請します。

令和6年2月27日

福島市長 木幡 浩

1 業務概要

- (1) 委託業務の名称  
四季の里将来構想検討業務委託
- (2) 業務内容  
「四季の里将来構想検討業務委託仕様書（以下「委託仕様書」という。）」のとおり
- (3) 委託契約期間  
契約締結日から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 委託料の上限額  
13,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 公募スケジュール

項目	期限など
(1)公募開始	令和6年2月27日（火）
(2)参加表明	令和6年2月27日（火）から
①質問の受付期間	令和6年3月5日（火）午後4時（必着）
②質問への回答	令和6年3月7日（木）
(3)参加表明書の提出期限	令和6年3月12日（火）午後4時（必着）
(4)技術提案書	令和6年3月14日（木）から
①質問の受付期間	令和6年3月21日（木）午後4時（必着）
②質問への回答	令和6年3月25日（月）
(5)技術提案書の提出期間	令和6年3月27日（水）から 令和6年3月28日（木）午後4時
(6)第1次審査会	令和6年4月10日（水）（予定）
(7)第2次審査会	令和6年4月25日（木）（予定）
(8)審査結果通知	令和6年4月26日（金）（予定）

3 参加資格要件

参加資格要件は、次に掲げる全ての条件に該当し本市の参加資格審査においてその資格を認められた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 福島市の令和5・6年度業務委託有資格者名簿の「調査・計画策定業務」に登録されている者であること。
- (3) 参加表明書の提出時において福島市競争入札参加停止等取扱要綱（平成11年4月1日制定）に基づく競争入札参加停止措置を受けていない者であること。

- (4) 業務の執行体制として主任技術者に、本業務に精通する技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市計画及び地方計画）の資格を有する者を配置できること。
- (5) 過去5年以内（平成30年4月1日～令和5年3月31日）に、国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人またはその他の法人が発注した類似業務（①公園等リニューアルに伴う計画策定、②サウンディング調査）の受注者として実績があること。
- (6) 商法（明治32年法律第48号）の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立て、旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ①役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員の配偶者であると認められるとき。
  - ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金などを供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) その他、市との協議に柔軟、真摯に対応できること。

#### 4 参加手続き等

「四季の里将来構想検討業務事業者選定プロポーザル実施要項」及び「四季の里将来構想検討業務事業者選定プロポーザル技術提案書作成要領」（以下、「技術提案書作成要領」という。）、「委託仕様書」を確認のうえ、必要書類を期限までに提出すること。

なお、当該実施要項及び技術提案書作成要領、委託仕様書その他申請に必要な書類等については、福島市ホームページの入札情報内に掲載するので、ダウンロードにより入手すること。

#### 5 事業者選定方法

「四季の里将来構想検討業務委託事業者選定審査委員会」の審査において提出書類及び審査会ヒアリングの採点結果をもとに、最優秀者及び次点者を決定する。

#### 6 事務局

福島市農政部農業振興課(担当：亀岡、斎藤)  
〒960-8601 福島市五老内町3番1号  
電話：024-529-7663  
FAX：024-533-2725  
e-mail:noushin@mail.city.fukushima.fukushima.jp